

令和3年(ワ)第24557号 損害賠償請求事件

原告 閲覧制限

被告 東京都

原告第7準備書面

2023年10月31日

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 西山温子他



第1 はじめに

原告第5準備書面では、国際人権法の観点から、警察官らが原告に対して行った行為が人種差別撤廃条約における「人種差別」に該当することを述べた。

本準備書面では、社会学者からの意見書（甲31）に基づき、新たに社会学的観点及び社会心理学的観点から、警察官らの原告に対する言動は、①訴外男性の人種差別的言動を支持及び助長するものであること、②警察らの言動は原告らの言語的障壁に対する配慮に欠け、結果的に「公平中生」（警察法2条2項）に反する事態を招いたこと、③警察官らの原告らに対して行った「異常なまでの圧迫的な扱い」は「無意識のバイアス」を背景とする「レイシャルプロファイリング」に該当することを述べる。

かかる複眼的な観点からみても、警察官らの行為は「人種差別」に該当するものであり、被害者である原告らに対して、深刻な精神的苦痛、損害をもたらすばかりでは

なく、このような「特定の属性を持つ人々に対して不公正な扱いをすることは、属性を共有する多くの人々に警察行政、ひいては日本の公的制度・組織全体の不信感を植え付け、社会的統合を損なうもの」であって、日本政府が掲げる多文化共生社会の実現に違反するものであって、その違法性は厳しく断罪されるべきである。

第2 警察官らの言動が人種差別の「支持」及び「助長」するものであること

1 警察官らが訴外男性の主張を聞く際、そこに人種差別的な動機が作用している可能性を想定した形跡が全くないこと

(1) 本件警察官らの原告らに対する行為が、人種差別撤廃条約第2条1項 (b) にいう「いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しない」義務に違反する行為であることは、原告第5準備書面・21頁～26頁記載のとおりである。

ここにいう (b) の「支持」（正文の英語では“support”）とは、単に人種差別に対する賛同の意思を明確に示したり後押しすることを否定するだけでは不十分であり、人種差別を否定せず結果的に援護するような消極的な「支持」も含まれるものと解される。

そうすると、以下論じるとおり、警察官らが本件公園で訴外男性の主張を聞く際、そこに人種差別的な動機が作用している可能性を想定した形跡が全くないことも、訴外男性の人種差別的言動を「支持」と評価しうる（甲31・4頁）。

(2) 訴外男性の一連の言動（「外国人生きてる価値ない」、「税金の無駄遣い」、「帰れ」、「ゴミ」、「クズ」、「差別して当たり前」、「日本の税金で食っているゴミ以下」等）は、明白な人種差別であり、いわゆるヘイトスピーチにも当たるところ¹（甲32）、訴外男性はかかる差別的言動の標的とした原告らについて、原告娘が自分の息子を蹴ったなどと主張していた。

¹ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報 <https://www.moj.go.jp/content/001308139.pdf>

訴外男性には、人種差別的な意図や目的から、標的とした外国人に対して悪意を持って嫌がらせをする動機があり、そのために虚偽の申立てを行う可能性があると何ら疑うことなく聞き取りを行うことは、それ一つとっても事実認定の観点から不合理である。それにもかかわらず、本件警察官らは、かかる訴外男性の主張について、本件公園に臨場した当初より、人種差別的な動機が作用している可能性を想定していない。

実際、被告準備書面(5)第2の「1 本件状況があり得ると認められたこと」)・4頁～5頁に記載されているとおり、本件警察官らは、訴外男性の説明する状況がありえたかどうかの考慮材料として、訴外男性の人種差別的な言動、動機等に全く言及していない。

むしろ、本件公園では、積極的に訴外男性から言い分を聴取し、結果的に、客観的な検証をすることのないまま（客観的な検証をすれば、容易に虚偽であると判明したはずである（原告第2準備書面第4の2の（2）・36～39頁、第4の2の（2）・37～39頁、及び原告第4準備書面第1の1の（2）のイ・2～3頁）。）、訴外男性の説明する状況があつたはずだと判断したのである。

すなわち、訴外男性による人種差別的な言動を認識しつつ、これに晒されている原告らを保護することなく、また、現場説明や有意な聞き取りを行うことなく、訴外男性の人種差別的な動機を全く考慮しないで、訴外男性の言い分を傾聴し、その言い分どおりの状況があり得ると判断して、原告らを警察署に連れて行き、事情聴取（実際には、訴外男性の言い分を認めるよう迫るもの。）を行なったというのであって、かかる対応は、結果的に見て、訴外男性の人種差別的な言動を否定せず援護するもので、訴外男性の人種差別を「支持」したものと言わざるをえない。

2 人種差別の「助長」にあたること

- (1) 加えて、本件警察官らの対応は、人種差別の「支持」にとどまるものではなく、人種差別の「助長」にも該当する。

人種差別撤廃条約4条は、締約国の義務として「国又は地方の公の当局又は機関」

が「人種差別を助長」することを認めない（c）と規定しており、警察官ら人種差別を助長することは、同条に違反する。

本件警察官らは、本件公園で訴外男性の人種差別的な言動を認識しつつ、これに晒されている原告らを保護することなく、同人の人種差別言動を明確に止めず、同人の人種差別的動機を考慮することなく同人の言い分を聴取したものであり、このような本件公園における一連の対応がその後の訴外男性のさらなる人種差別的な言動を招く一因となっていると考えられるが、とりわけ、本件警察官らの行為として、原告らの氏名、住所、携帯電話番号を含む個人情報を訴外男性に提供したことは、人種差別の「助長」の観点から、極めて問題である（原告第5準備書面の第5・31～33頁）。

本件警察官らの意図はさておき、原告らの個人情報の提供により、訴外男性は、人種差別的な動機を露わにしていた自らの行為が、警察によって「公認」されないと認識したのであり、実際、訴外男性は、事件後に「写真の掲載は注意喚起として警察から許可を得ています」と書き込んで原告らの写真や名前をSNSにアップして原告らへの差別を扇動しているのであって、人種差別の「助長」の結果が現れていることは明らかである。

（2）この点、本件警察官らにとって、訴外男性による写真の掲載について「許可」したことではなく、こうした「助長」は明確には想定していなかったとしても、訴外男性の言動からして十分に予見可能であって、SNSを中心とするインターネット上の誹謗中傷やヘイトスピーチなど深刻な影響があることに鑑みれば、このような事態を想定しなかったことは重大な過失であるとのそしりを免れない（原告第3準備書面第1の4の（3）「東海林警部補の注意義務違反」・14頁）。

そして、そのような事態を想定しなかったことは、上記1記載のとおり、本件警察官らが本件公園で訴外男性の主張を聞く際に、人種差別的な動機が作用している可能性を考慮することなく訴外男性の申し立てを聴取し、一貫して人種差別を「支持」する側に立っていたことに起因する一連の対応と軌を一にする当然の帰

結であり、その根底には、後記第4記載のとおり、外国ルーツのある者に対する差別や偏見、無意識のバイアスがある（甲31・11頁「むしろここで重要なことは、こうした意図の有無にかかわらず、これらの不当な結果がすべて「たまたま」生じたと考えることが、明らかに妥当性を欠いているように思われる点だ。言い換えれば、こうした警察官らの一連の言動の背後には、（意図的ではないとしても）一貫した態度があると考えざるをえない。そしてここまで議論をふまえるならば、それは「無意識のバイアス」に基づくレイシャルプロファイリングであったとするのが、もっとも妥当であるように思われる。」）。

本件警察官らが「想定外」と反論するとすれば、差別や偏見に対する無関心や軽視する態度を自白しているようなものである。

(3) そして、公権力である本件警察官らによる人種差別の「助長」の影響は、極めて深刻である（原告第2準備書面の第5の3「損害の拡大」・46～50頁、及び原告第5準備書面の第4の2「公務員による人種差別はより重大であること」・31頁を参照）。

本件警察官らの行為の違法性、及び原告らの損害を検討・判断するにあたり、上記の人種差別の事実を考慮することは不可欠である。

第3 本件警察官らの言動における言語的障壁に対する配慮の欠如

1 言語的障壁に対する配慮の必要性について

日本語を理解できない言語的障壁がある非日本語話者と日本語話者について、日本語で、形式的に「公平」に話を聞くことは、非日本語話者にとって極めて不平等な扱いであることは明らかで、言語的障壁に配慮することは、適切な事実認定をするうえでも必要な合理的配慮である。

すなわち、原告らは、外見から、外国にルーツがある幼い娘（日本国籍）とその母（外国国籍）と把握され、かつ原告母はその着衣からイスラム教徒であることが把握され、もともと社会的マイノリティの属性を有していたものであり、人種差別的言動に

晒されていた被害者であることによる配慮が必要であったことはもちろんであるが、これに加えて、原告らは訴外男性や本件警察官らが話す日本語をほとんど理解できないという言語的なハンデを負っていたことにも、慎重な配慮をしなければならなかつた。

具体的には、実質的な「公平」を担保すべく、本件公園では、利用可能な通訳の手配を検討し、それが直ちに難しいのであれば、訴外男性のみから事情を聞くことによる予断の排除の観点から、訴外男性のみからの一方的な聴き取りをすることも控える必要があった。

2 本件警察官らの対応は警察法2条2項に違反する

それにもかかわらず、本件警察官らが、本件公園において、原告らに対し、言語的障壁があることに対する配慮をした形跡は全く見られない。

むしろ、ほとんど専ら訴外男性の言い分を聴取し、これに寄り添い、原告母の「I don't know」という発言を、原告母の真意であるはずの「何が起こったか分からぬ」や「なぜ、訴外男性が娘や私を攻撃してくるのか分からぬ」ではなく、訴外男性の主張に合わせ「原告娘が訴外男性の息子を蹴ったかどうか分からぬ」という趣旨で理解し、訴外男性の説明に沿って事実を把握し本件を処理しようとしたものであつて、本件警察官らの対応が「公平」と程遠いことは明らかである。そして、これは、警察法2条2項にいう、警察の活動は「公平中正」を旨とすべきとする「警察の責務」に違反する。

第4 「無意識のバイアス」を背景とした「レイシャルプロファイリング」

1 無意識のバイアスを持つことは人間の心理が備えている基本的なメカニズムにより生じるものであること

社会心理学的観点からは、人間の脳や心は万能ではなく、社会的にカテゴリー化された特定の属性を持つ少数の事物をステレオタイプ的に判断するということは、それ自体正常で適応的なメカニズムであるという（甲33）。

そして、この基本的なメカニズムは基本的であるがゆえに、寛容で平等主義的な人々においてもバイアスをもたらすもので、このような潜在的で「無意識のバイアス」は、人間の基本的な情報処理メカニズムによって実装されており、結果として、社会において様々な形で不公正な結果をもたらす。

特定の属性を有する人々は、このようなバイアスに晒されることで社会の「公正さ」から疎外される傾向にあり、これにより社会制度に対する不信が発生増大することのないよう、自分たちが尊重され公正な扱いを受けるという感覚を回復させることが必要である。

2 警察のバイアス

警察という公権力の執行者が公平・公正であるべきことは当然であるとしても、実際には、様々なバイアスが存在していることは否定できない。

日本において、外国人、特にムスリムは、とりわけ「疑わしい人々」として捜査の対象とされてきた経緯があり、2010年、警視庁がムスリムであることだけを理由に全ての在日ムスリムを監視対象としていたことが明らかになっている。

その他、例えば、警察庁の刊行物である「治安の回顧と展望 令和2年版」(甲3-4)²には、「イスラム」は「イスラム過激派」に関する項として約2.5頁、「外国人」は「不法滞在者対策」に関するものとして約1頁に亘って取り上げられていたり、「複数の外国人の話し声が聞こえる」、「ゴミ集積場に外国語の記載のある大量の空き箱や紙片等が捨てられている」、「白ナンバーの車に外国人が多数相乗りをしている」と言ったケース等を要注意事例として挙げ、一方、外国人が日本社会の一員であることを示すような表現は皆無であり、むしろ、ことさらに外国人を疑うよう強調する市民向けのチラシ(甲3-5)を作成・配布されている。つまり、「ムスリム」や「外国人」と言った属性は、現在も警察が取り組むべき治安維持の脅威と結び付けられやすく、よって、人権が軽視される（人権の軽視が許容される）傾向があると指摘でき

² 事件直近の2020年12月に発表されたものである。

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/publications/index.html>

る。

さらに、近時、警察によるレイシャルプロファイリングは社会問題となっており、日本での警察によるレイシャルプロファイリングを警告するアメリカ大使館領事部のツイートやこれに関する様々な報道、外国ルーツと認識された人々の方が頻繁に職務質問を受けやすい実態があったと指摘する東京弁護士会によるレイシャルプロファイリングの調査（甲36）等を見ても、警察の様々な活動が「外国人」等に対するバイアスの影響を受けていることは明らかであると言えよう（甲36、37）。

そうすると、日本において、社会心理学の観点からみれば、日本人に有利で、外国人やムスリムに不利なバイアスが生じることは、特殊な事情ではなく、むしろ自然な傾向であると言える。

3 本件警察官らの一連の対応

既に述べてきたとおり、本件警察官らは、本件公園に臨場した当初より、人種差別的言動を繰り返す訴外男性の人種差別を「支持」し、原告らの言語的障壁に対する配慮を行うことなく、原告らを警察署に連行し、身体的精神的に過酷な状況下での聴取を実施し、さらに、訴外男性へ原告らの個人情報を伝えることで訴外男性の人種差別を「助長」したものである。

例え、これら一連の対応が本件警察官らによって意図したものではなかったとしても、決して許されるものではない。

そして、これらの一連の原告らの人権を軽視する対応は、本件警察官らの、「外国ルーツ」であり、かつ「ムスリム」という属性を有する原告らに対する潜在的な「無意識のバイアス」（外国人やムスリムは、治安維持の脅威とカテゴライズされる属性であり、人権の軽視も許容されるという誤ったステレオタイプ）が大いに影響したものと考えることが妥当である。

また、原告らは、外国出身の外国籍住民であるところ、外国籍の住民は治安当局とは、管理する側と管理される側の関係性があり、外国籍住民にとって警察官の指示や命令は、それが法的な強制力を伴うか否かにかかわらず、断りにくい、従わざるを得

ない、という力関係の差が生じるのであり、警察からすると、外国籍住民は、言い分を聞かせやすい対象であることにも留意が必要である。加えて、幼い娘とそれを連れている女性であるところ、治安当局とのその力関係はなお一層、圧倒的な差が生じる。

本件で、そのような圧倒的な力関係を背景にしていることに自覚的な対応をとったことは全くうかがえず、むしろ、意図的かどうかは措くとして、その圧倒的な力関係を背景に、原告らに対して、声の大きい訴外男性の言い分を積極的に聞き、「支持」し（上記第2の1）、それを原告らに対して押し付けるように身体的にも精神的にも過酷な事情聴取を行い、さらに訴外男性に個人情報を提供して人種差別を「助長」したものであり、なお一層の原告らの人権の軽視を招いたものと考えられる。

以上